

自家用電気工作物保安管理業務委託特記仕様書

1 委託業務の内容

当該委託業務は、秋田県スポーツ科学センター内に設置される電気事業法（昭和39年法律第170号、以下「法」という。）に基づく自家用電気工作物の需要設備及び非常用予備発電装置について、電気事業法施行規則（平成7年通商産業省令第77号）第52条第2項に定める当該設備等に係る工事、維持及び運用に関する保安の監督に係る業務（以下「保安管理業務」という。）を法及び当該関係法令（以下「電気関係法令」という。）を遵守し行うものとする。

2 委託業務の実施場所及び業務期間

実施場所：秋田県スポーツ科学センター（住所：秋田市八橋運動公園1番5号）

業務期間：令和8年4月1日～令和9年3月31日まで

3 設備等の概要

(1) 需要設備

① 受電電圧 6,600V（高圧） ② 設備容量 400kVA
③ 最大電力 245kW

(2) 非常用予備発電装置

① 原動機の種類 ディーゼル機関 ② 定格電圧 200V
③ 出力 80KW ④ 定格容量 100kVA

(3) 太陽電池発電設備

① 出力 15kW ② 定格電圧 200V
③ 系統連系 有り

4 保安管理業務の内容

受注者が実施する保安管理業務は、以下のとおりとする。

(1) 3に掲げる電気工作物（以下、「電気工作物」という。）において、受注者の保安管理業務を実施する者（以下「保安業務担当者」という。）は、保安管理業務を自ら実施するものとする。ただし、次の（イ）から（ロ）までに掲げる自家用電気工作物において、保安業務担当者の監督の下で点検が行われ、かつその記録が保安業務担当者により確認されているものに係る保安管理業務については、この限りではない。

(イ) 設備の特殊性のため、専門の知識及び技術を有するものでなければ点検を行うことが困難な自家用電気工作物

(a) 取扱いが法令による電気主任技術者以外の特定の資格を要する漏電火災警報器、昇降機及び昇降路内の設備等

(b) 取扱いが特殊な専門技術を要するオートメーション化された工作機械群等

(c) 構造上内部点検のできない密閉型防爆構造の機器

(d) 建築基準法第12条第3項の規定に基づき、一級建築士等の検査を要する建築設備

(e) 労働安全衛生法第45条第2項の規定に基づき、検査業者等の検査を要することとなる機械

(ロ) 設置場所の特殊性のため、保安業務担当者が点検を行うことが困難な自家用電気工作物

(a) 点検時現場に設置されていない移動式機器等

(b) 点検時に著しい危険の伴う有毒ガス発生箇所、酸欠箇所等に設置された機器等

(c) 高所又は点検できない隠蔽場所に設置された配線及び機器等

(d) 業務上の都合等発注者の事由で受注者が立入りできない場所に設置された機器等

(e) 情報管理のため立入が制限される場所

(f) 衛生管理のため立入が制限される場所

(g) 機密管理のため立入が制限される場所

- (ハ) 事業場外で使用されている可搬型機器である自家用電気工作物
- (ニ) 発電設備のうち電気設備以外である自家用電気工作物
- (2) 電気工作物の維持及び運用について、定期的な点検、測定及び試験を別紙点検仕様書のとおり行うほか、発注者及びその従事者に日常点検等において異常等があったか否かの問診を行い、その結果から、経済産業省令で定める技術基準に不適合又は不適合のおそれがあると判断した場合は、修理、改造等の指示又は助言を行うものとする。
- (3) 電気工作物に事故・故障の発生や発生するおそれがある旨の連絡を、発注者又はその従事者から受けた場合には、応急措置を指導するとともに、次の(イ)から(ニ)までに掲げる処置を行うものとする。
 - (イ) 現状の確認、送電停止、電気工作物の切り離し等に関する指示
 - (ロ) 事故・故障の状況に応じた臨時点検
 - (ハ) 事故・故障の原因が判明した場合は、再発防止対策に関する指示又は助言
 - (ニ) 電気関係報告規則に基づく事故報告を行う必要がある場合は、その報告についての指示
- (4) 低圧電路の絶縁状況の適確な監視が可能な装置を有する需要設備については、警報発生時（警報動作電流（設定の上限値は50mAとする。）以上の漏えい電流が発生している旨の警報（以下「漏えい警報」という。）を連続して5分以上受信した場合又は5分未満の漏えい警報を繰り返し受信した場合をいう。以下同じ。）に次の(イ)及び(ロ)に掲げる処置を行うものとする。
 - (イ) 警報発生時の原因調査及びその適切な措置
 - (ロ) 警報発生時の受信記録の保存（3年間）
- (5) 電気事業法第107条第3項に規定する立入検査の立会いを行う。
- (6) 電気工作物の工事、維持及び運用に関する経済産業大臣への提出書類及び図面について、その作成及び手続きを助言する。
- (7) 電気工作物の設置又は変更の工事について、設計の審査及び竣工検査に立会いして確認し、必要に応じそのとるべき措置を発注者に助言する。
- (8) 電気工作物の設置又は変更の工事について、発注者の通知を受けて工事期間中の点検を行い報告するとともに、必要に応じてそのとるべき措置を発注者に助言する。

5 連絡責任者等の選任

発注者は、電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安のために、受注者と連絡する連絡責任者を定め、その氏名、連絡方法等を受注者に通知するものとする。

6 保安業務担当者の資格等

- (1) 受注者は、保安業務担当者には、経済産業省告示第249号(平成15年7月1日)第1条の規定に適合する者を当てるものとする。
- (2) 保安業務担当者は、病気その他やむを得ない場合は、他の保安業務担当者（以下、「保安業務従事者」という。）に、保安管理業務の一部を実施させることができるものとする。
- (3) 保安業務担当者及び保安業務従事者は、必要に応じ補助者を同行し、保安管理業務の実施を補助させることができるものとする。
- (4) 受注者は、保安業務担当者(氏名及び生年月日並びに主任技術者免状の種類及び番号)及び受注者の事業所への連絡方法を書面をもって発注者に知らせ、発注者は面接等により本人の確認を行うものとする。

なお、保安業務担当者の変更を行う必要が生じた場合にあっては同様とする。

7 発注者及び受注者双方の協力

次の場合、発注者は受注者の意見を尊重し、受注者は発注者に協力するものとする。

- (1) 契約対象電気工作物等を変更しようとする場合

- (2) 電気工作物の工事・維持及び運用に関する計画を策定しようとする場合
- (3) 電気工作物の工事計画の作成及び使用前自主検査並びに竣工検査を実施しようとする場合
- (4) 電気工作物の巡視・点検及び試験に関する年度実施計画を作成しようとする場合
- (5) 電気工作物の保安に関する報告書を関係官庁に提出しようとする場合
- (6) 保安規程及び細則を変更しようとする場合
- (7) 受注者が保安管理業務委託料等を変更しようとする場合

8 保安管理業務の実施方法等

保安管理業務の実施は、法第42条の規定により定めた保安規程に基づくほか、次のとおり実施すること。

(1) 定期点検

電気工作物の点検、測定及び試験を次のとおり定期に行うこと。なお、実施の日は、発注者に協議し、了承を得た日時とする。

① 月次点検

- ・2ヶ月に1回実施すること。

なお、契約締結後、速やかに絶縁常時監視装置を指定した場所に設置すること。

② 年次点検

- ・年に1回実施すること。

(2) 臨時点検等

臨時点検などの次の項目は、発注者の要請により必要の都度行うこと。

① 臨時点検

- ・事故発生等の場合の点検等
- ・指示計器及び高圧機器の絶縁油の点検等

② 不良箇所改修の指導及び助言

③ 事故発生時の応急措置の指導及び事故原因調査並びに再発防止のためのもとのべき措置の指導

④ 工事期間中の点検及び助言

- ・設置又は変更の工事に関する、施工状況及び技術基準への適合状況確認

(3) 発注者は、受注者と協議のうえ発注者の負担において電気工作物の保安管理に必要な備品及び機材を整備し、発注者の負担において保安管理に必要な消耗品を準備するものとする。

(4) 受注者が実施し報告した保安管理業務実施結果の記録等は、発注者受注者双方において3年間保存するものとする。

9 提出を要する書類及び時期

(1) 業務計画書（年間計画） 契約締結後、速やかに。

(2) 報告書（様式任意） 8に定める点検の都度、速やかに。

- ・月次点検（2ヶ月に一回実施）報告以外に、絶縁監視装置の監視結果を一月単位で取りまとめ、報告すること

(3) 委託業務完了通知書業務完了後、速やかに。

10 その他

委託業務の実施にあたって疑義が生じた場合は、発注者へ協議すること。